新潟県公安委員会規則第14号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成26年12月25日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則(昭和49年新潟県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

		改	正	後				改		正	前	
別	表					別	表					
	種別	警察	察本部長が専	決できる事	務		種別		警察本	部長が専	昇決できる事	務
	(略)						(略)					
	遺行	(略)					遺行	(略)				
	失規						失規					
	物則						物則					
	法関						法関					
	施係						施係					
	新止	(1) 新潟	県薬物の濫用	用の防止に	関する条							
	潟に	例(平	成26年新潟県	具条例第88	号。以下							
	県関	「薬濫	防止条例」。	という。)第2	22条の規							
	薬す	定によ	る公安委員会	会の要請								
	物る	(2) 薬濫	防止条例第2	4条第2項	の規定に							
	の条	よる立	入調査等の	実施								
	濫例											
	用関											
	の係											
	防											
	(略)				(略)							
					<u> </u>							

附則

この規則は、公布の日から施行する。